

相模原市立市民健康文化センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第54号

相模原市立市民健康文化センター条例等の一部を改正する条例

(相模原市立市民健康文化センター条例の一部改正)

第1条 相模原市立市民健康文化センター条例(昭和58年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第7項を附則第9項とする。

附則第6項中「令和10年1月1日から令和20年3月31日まで」を「令和11年10月1日から令和21年3月31日まで」に、「令和6年度」を「令和8年度」に、「、令和20年3月31日」を「、同日」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「令和8年4月1日から令和9年12月31日まで」を「令和10年4月1日から令和11年9月30日まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「令和8年4月1日から令和10年1月1日から同年3月31日まで」を「令和10年4月1日から令和11年10月1日から令和12年1月31日まで」に改め、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「(令和10年度から令和20年度までの間における相模原市立北市民健康文化センターの管理の特例)」を付し、附則第3項の次に次の見出し及び2項を加える。

(令和8年度及び令和9年度における相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の指定の特例)

4 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間の相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の指定については、第19条及び第20条の規定にかかわらず、市長は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、同施設の指定管理者として指定されたもの(以下「令和6年度等指定管理者」

という。)を指定管理者として指定することができる。

5 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、令和6年度等指定管理者に対し、第20条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して令和6年度等指定管理者を指定管理者として指定するものとする。

(相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例(令和6年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年4月1日」を「令和10年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。